改正後	改正前
⑷　［略］ ［２・３　略］ 第４　［略］	⑶　［同左］ ［２・３　同左］ 第４　［同左］
備考　表中の［　］の記載は注記である。	

（証券金融会社に関する内閣府令の一部改正）

第四条　証券金融会社に関する内閣府令（昭和三十年大蔵省令第四十五号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の破線で囲んだ部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（別紙様式１） 第　期事業報告書（　年　月　日から 　年　月　日まで）	（別紙様式１） 第　期事業報告書（　年　月　日から 　年　月　日まで）
年　月　日 会社名 所在地 代表者の役職氏名	年　月　日 会社名 所在地 代表者の役職氏名
１　業　務　の　状　況	１　業　務　の　状　況
［⑴～⑰　略］	［⑴～⑰　同左］
２　経　理　の　状　況 ⑴　貸　借　対　照　表	２　経　理　の　状　況 ⑴　貸　借　対　照　表
年　月　日現在	年　月　日現在

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
［略］	千円	［略］	千円
		負債合計	
		純資産の部	
		［１．・２．　略］ ３．株式引受権 ４．［略］	
		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
［同左］	千円	［同左］	千円
		負債合計	
		純資産の部	
		［１．・２．　同左］ ［加える。］ ３．［同左］	
		純資産合計	
資産合計		負債・純資産合計	

（注）　［Ⅰ．～Ⅴ．　略］

⑵　［略］

（注）　［Ⅰ．～Ⅴ．　同左］

⑵　［同左］

第三種郵便物認可　明治二十五年三月三十一日